

◆コーポレート・ガバナンス

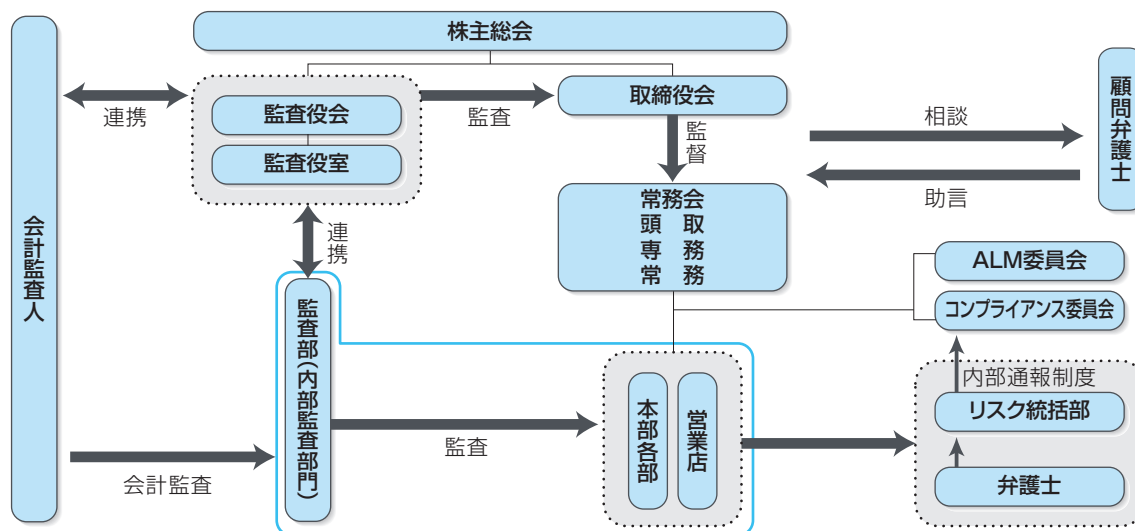
コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当行では、あらゆる面での健全性に対する信頼の確保が金融機関経営において欠くことのできない要件であると考えております。このための基礎となるのが、経営上の組織体制やその仕組みであり、これを整備しコーポレート・ガバナンスの充実を図ることは、最も重要な課題のひとつであると位置づけています。

なお、会社法施行に伴い、当行は、平成18年

5月24日に開催された取締役会において「内部統制システム構築に関する基本方針」を制定し、平成19年9月20日に開催された取締役会においてその一部改正を決議するなど、業務の適正を確保する体制の整備および継続的な改善に努めております。かかる「基本方針」に則り、コーポレート・ガバナンスの充実に向けた取組みを推進してまいります。

コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況



取締役会は、取締役11名で構成され、法令で定められた事項および経営に関する重要事項について協議決定し、取締役の職務の執行を監督しております。常務会は、取締役会から権限委譲を受け、取締役頭取、専務取締役および常務取締役が、日常業務運営における重要事項について迅速な意思決定を可能とする体制としております。

また、当行は監査役制度を採用し、監査役会は社外監査役2名を含む4名の監査役（4名のうち2名は常勤監査役）で構成しておりますほか、監査役の業務を補助するため、監査役室を設けており、経営の業務執行に対する客観的な監視・監査機能の確保を図っております。

なお、社外監査役と当行との間に記載すべき利害関係はありません。

また、監査部において内部監査を実施するとともに、年1回以上、内部管理体制の整備・運用状況に関する外部からの意見を求めており、その客観的な評価をもとに、内部管理体制の充実に努めておりますほか、コンプライアンス態勢を

より強化するため、「内部通報制度」を設けております。なお、本制度は、社内の窓口のみならず社外の弁護士にもその窓口を設け、有効に機能するようにしております。

リスク管理体制につきましては、「ALM委員会」、「コンプライアンス委員会」を設置のうえ、定例的かつ必要に応じ随時会議を開催し、業務運営状況の適切性をレビューするとともに、不測の事態が発生することのないようリスク管理に努めております。当期におきましては、ALM委員会およびコンプライアンス委員会を毎月1回以上開催しております。また、3名の弁護士と顧問契約を結び、法律に関する相談のほか、必要に応じ各種のリーガルチェックを受けております。

会計監査は、監査法人トーマツに依頼し（平成20年6月末現在）、適切な情報開示に基づく正確な監査を受けております。

今後につきましても、一層コーポレート・ガバナンスの充実に努め、行動・財務両面での健全性向上に努めてまいります。